

令和5年土幌町議会第4回定例会

1 議事日程 12月8日(金曜日)午前10時開会

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程番号1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程番号2 | | 会期の決定
(諸般の報告) |
| 日程番号3 | | 行政報告 |
| 日程番号4 | | 教育行政報告
(今期議会議案提案理由総括説明) |
| 日程番号5 | 監報告第1号 | 例月出納検査報告 |
| 日程番号6 | 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程番号7 | 議案第1号 | 辺地総合整備計画の変更について |
| 日程番号8 | 議案第2号 | 債権の放棄について |
| 日程番号9 | 議案第3号 | 債権の放棄について |

2 出席議員(11名)

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|----|-------|
| 1番 | 中村 貢 | 2番 | 森本 真隆 | 3番 | 山中 明裕 | 5番 | 矢坂 賢哉 |
| 6番 | 牧野 圭司 | 7番 | 大西 米明 | 8番 | 西山 伸宏 | 9番 | 伊藤 健蔵 |
| 10番 | 成田 哲也 | 11番 | 曾我 弘美 | 12番 | 秋間 紘一 | | |

3 欠席議員(1名)

- 13番 河口 和吉

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町長 | 高木 康弘 | 教育長 | 土屋 仁志 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 | 農業委員会会長 | 森本 耕二 |

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----------|-------|--------|--------|
| 副町長 | 亀野 倫生 | 総務課長 | 西野 孝典 |
| 地域戦略課長 | 小野寺 務 | 会計管理者 | 三野宮智恵子 |
| 町民課長 | 吉川 和美 | 保健福祉課長 | 佐藤 慶岩 |
| 産業振興課長 | 郷原 敏宏 | 建設課主幹 | 加藤 秀俊 |
| 道路維持担当課長 | 若原 裕 | 病院事務長 | 増田 達也 |
| 特養施設長 | 齊藤 英雄 | 幼児教育課長 | 角田 淳二 |
| 消防課長 | 仙石 譲 | | |

6 教育長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|-------|-------|----------|-------|
| 参事 | 川口 久 | 教育課長 | 川岸 滋一 |
| 高校事務長 | 木下 雅子 | 給食センター所長 | 加納 正信 |

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長 藤内 和三 総務係長 長岡 直美

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

	中 村 副 議 長	<p>ただいまの出席議員は11名であります。</p> <p>なお、13番、河口議長より傷病のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。議長が欠席となりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。</p> <p>定足数に達していますので、令和5年第4回土幌町議会定例会を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>1 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、森本真隆議員及び3番、山中明裕議員を指名いたします。</p> <p>2 日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本定例会の会期は、去る12月4日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から12月13日までの6日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	中 村 副 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>会期は、本日から12月13日までの6日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告のとおりであります。</p> <p>次に、十勝圏複合事務組合議会等に関する報告及びとから広域消防事務組合議会等に関する報告は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
3	中 村 副 議 長 高木町長	<p>日程第3、行政報告、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。</p> <p>本日ここに、第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控えて何かとご多用の折りにもかかわらずご出席を賜</p>

り、衷心より厚くお礼申し上げます。

それでは、9月定例町議会以降、現在までの町政の推移について、ご報告申し上げます。

はじめに、「土幌町第6期町づくり総合計画」及び「行政改革推進計画」についてですが、令和5年度はそれぞれ3年目として、計画の推進を図っているところでありますが、国際紛争等に起因する物価高騰等、地域経済や町民生活は、非常に厳しい状況が続いております。そのような中、各種施策については、地方創生臨時交付金等を活用しながら町民生活を守るための事業を確実に遂行し、併せて、主体的に創意工夫を施しながら歳入歳出の収支の均衡をしっかりと堅持し、引き続き、将来にわたり持続可能な財政運営に努めて参りたいと存じます。

次に、ゼロカーボン土幌の推進についてですが、11月1日に第2回土幌町ゼロカーボンシティ推進協議会を開催し、本年度策定を予定している「土幌町ゾーニングマップ案」を提示し、委員の皆様よりたくさんのご意見を頂戴しました。今後、北海道と「地球温暖化対策の推進に関する法律」で示されている都道府県基準との整合性についても協議を重ね、マップ案に反映させるなど、ゼロカーボン土幌の達成に向け推進して参りたいと存じます。

また、9月に補正予算の議決をいただきました「はちどり補助金・第2弾・省エネ家電買い換え補助」につきましては、9月25日から申請受付を開始したところ、予想を上回り10日間で予算上限に達しましたので、今定例会に上程した補正予算に追加の予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、クラウドP B Xについてですが、旧電話交換機からの切り替えも無事終了し、10月23日より運用を開始したところであります。スマートフォンと新たな電話端末機の導入により、運用開始当初は、各課において操作に手間取ることもありましたが、現状、大きな混乱もなく比較的円滑に移行できたものと考えております。今年の電話交換機の不調以降、導入までに時間を要し、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことに對し、改めてお詫び申し上げます。

次に、町L I N E公式アカウントについてですが、9月30日に開設から1年が経過し、11月20日には、友だち登録者数が2,000人を突破しました。今後も、更なる機能の充実により利用者の利便性を高められるよう努め、引き続き、L I N E以外の様々な媒体も活用し町民の皆様へ情報発信の強化を図って参ります。

次に、都市交流事業についてですが、10月6日に第2回都市交流推進委員会を開催、4年ぶりの美濃市との交流を再開することを決定し、11月10日から13日にかけて、美濃市総合フェアへ河口議長と共に表敬訪問に伺った他、物産従事者7人が参加した物産販売では、ポテトチ

ップス、馬鈴しょ、豆類など、来場された方々に多くの物産を買い求めていただき、土幌町のPRを行うことができました。4年ぶりの訪問ということもあり、熱烈な歓迎を受けたことに感激するとともに、来年度は美濃市との姉妹都市提携30周年という節目を迎えることもあり、その交流事業についても協議を進めていくことができ、大変有意義な訪問となったところであります。

次に、地域おこし協力隊についてですが、10月1日より新たな隊員が1人加わり、主に地域戦略課のまちづくり推進系の業務を担っており、今後の活躍に期待するところであります。

次に、11月20日から29日にかけて、町内10か所において秋季町づくり懇談会を開催し、新年度の事業・予算や町政に対する皆様からのご意見・ご要望を伺いました。先ほど述べましたゼロカーボン事業「土幌町ゾーニングマップ案」についても各地区において説明し、たくさんのご意見をいただいたところです。今後も、いただいたご意見やご要望を反映させながら、積極的な町づくりを推進して参りたいと存じます。

次に、私が共同代表を務めています「過疎法適用外小規模町村連絡会議」についてですが、11月14日に意見交換会を東京で開催し、少ない人口、そして低い財政力の小規模町村が厳しい環境の中にあって、地方創生を進めていけるように、過疎地域と同様の財政的な支援措置を求めていくことを意志確認し、その後、全国町村会、総務省及び各国会議員へ要請書を提出してきたところであります。

次に、農業を取り巻く情勢であります。農水省は施行から25年ぶりとなる食料・農業・農村基本法見直しに関する最終取りまとめを決定しました。ウクライナ情勢や気候変動による食料供給への不安の高まりを背景に、不測の事態で食料危機に陥る恐れがある場合に、穀物増産などの生産転換や流通規制を指示する体制の検討や、食料安全保障の強化を柱に、農産品の国内生産の拡大や生産資材や燃料の高騰分を農産物価格に転嫁し適正価格を形成する仕組みの構築を提言しております。

新型コロナウイルス感染症からの経済回復やウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化、世界的な穀物需要の増加により、燃油・飼料・肥料の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を与え、極めて厳しい状況が続いておりますが、こうした基本法の改正など農政の動向に注視していく必要があり、国や道が実施する高騰対策等を活用し関係機関と協議をしながら持続可能な農業構造の実現を目指して参ります。

「安心・安全な農産物」を供給していくことが本町農業の責務であり、今後とも農業振興対策本部を中心として、必要な施策の検討・要請を行いながら、生産者や関係機関の皆様と一丸となり、生産基盤の強化・安定を図っていく所存であります。

次に、収穫作業を終えた今年の農作物の状況ですが、春耕期は、気温は高く推移したことから馬鈴しょ、てん菜ともに早い植付開始となり、豆類やコーン類も順調に作業は進みました。

6月以降も好天に恵まれておりましたが、7月11日にはゲリラ豪雨の発生により、雹害や土砂の流亡、停滞水などの被害が発生し作物への影響も懸念されました。

その後は、気温の高い日が続き各作物で10日～14日程度生育が進むなど驚異的な速度で生育が進み、各農作物の生育は概ね順調に推移しましたが、今夏から続く記録的な暑さにより、てん菜は糖度の低下が見込まれ、大豆や小豆は収穫の遅れによる反収や品質への影響が懸念されたところであります。

作物別では、小麦は、総収量は10アール当たり677.4kg、製品収量は10アール当たり655.8kgとなり、平年を上回る収量となりました。

馬鈴しょは、個数は平年より多く、1個重は平年より大きかったため、収量は平年を上回っておりますが、でん粉価はやや低くなりました。

豆類では、大豆は平年をやや上回りましたが、小豆は平年を下回り、金時は平年並みの収量となりました。

また、てん菜は、平均収量が10アール当たり6,500kg、糖分は平均で13.8%程度が見込まれております。

なお、詳細につきましては、農業振興対策本部がまとめた資料をご参照願います。

次に、酪農・畜産関係についてですが、粗飼料生産の内、牧草は1番草で収量は10アール当たり2,726kg、2番草については、1,708kgで平年並みとなり、全体での乾物収量は平年を上回る出来となりました。

飼料用とうもろこしについては、播種作業が平年よりも早く終了し、高温と日照時間にも恵まれ生育は良好であったことから、生収量は10アール当たり5,712kg、乾物収量は1,963kgとなり、平年を上回る収量となりました。

本町の生乳生産動向につきましては、10月末現在の累計では前年対比93.7%となっております。生乳の需要低迷による生乳生産抑制については、今年度においても生乳計画数量が示され、生産調整を講じているところであります。

北海道におけるホル雄子牛の価格につきましては、今年度に入り堅調に推移しておりますが、乳牛の初妊牛価格は軟調に推移し40万円台、和牛子牛の価格につきましては、6か月連続で前月を下回る事態となっております。いずれにおいても、飼料価格の高止まりや物価高騰による生産コストの上昇、需要の低迷が起因となり、市場取引価格へ影響しているものとみられ、畜産経営は依然として厳しい状況にあります。

そのような中で、町農畜産物の魅力の発信を目的として、10月7日に4年ぶりとなる「しほろ牛肉祭り」が開催され、しほろ牛のPRと消費拡大が行われたところでもあります。その他、士幌町肉牛振興会からは、特別養護老人ホームや学校給食へ「しほろ牛」を無償提供いただき、感謝申し上げます。

次に、道の駅ピア21しほろについてですが、コロナ禍からの回復傾向にあるものの、4月から10月末までの来場者数は27万3千人となり、厳しい状況が続いております。

また、同じく本町の観光拠点であるしほろ温泉プラザ緑風や士幌高原ヌブカの里におきましても、入込客数や売上高ともに厳しい状況が続いておりますが、それぞれの指定管理者と連携し、感染防止対策の徹底による安心・安全な施設運営の継続とあわせて、観光需要の回復に向けた効果的な施策の検討・支援に努めて参りたいと存じます。

次に、商工業関係であります。ウクライナ情勢等により原油高、物価高騰が進む中、エネルギー価格高騰の影響を受けている商工業者の事業継続を下支えし、町内の経済回復を図ることを目的とした「エネルギー価格高騰対策支援金」につきましては、61事業者へ313万円を給付し、事業支援を行ったところであります。

町内経済の回復・活性化を目的に実施した「しほろ生活応援プレミアム商品券」発行事業の第1弾では、発行総額5,890万円、購入者数は2,498人となり、引き続き、11月から第2弾を実施しており、町内における食料品や生活用品をはじめ、家庭燃料、飲食サービスなど、事業形態、業種を問わず広く利用されることにより、町内での消費喚起と家計負担の軽減、地元購買が活発化されるなど、大きな効果が期待されるところであります。

次に、エネルギー・食料品等物価高騰の影響による子育て世帯や低所得者世帯に対する経済支援についてですが、子育て世帯には、国の事業として子育て世帯生活支援特別給付金を25世帯に250万円を支給、町の独自事業として物価高騰に伴う子育て世帯支援事業を実施し、高校3年生までの子を養育する保護者418世帯に対し、子ども1人あたり1万円の商品券を支給しました。

物価高騰に伴う学生生活支援給付事業では、18歳以上の大学生等76人に対し、1人あたり2万円を支給したところであります。

低所得者世帯には、国の非課税世帯臨時特別給付金として、697世帯に2,091万円を支給、町の独自事業である士幌町低所得者生活支援事業では、均等割のみ課税となる144世帯に対し、1万円分の商品券を支給しております。

また、社会福祉施設等における物価高騰対策では、町の独自事業として社会福祉施設等エネルギー高騰対策支援事業を実施し、町内9事業所に対し146万円を支給したところであります。

次に、国道241号の整備についてですが、北十勝4町国道整備促進期成会から、12月25日に帯広開発建設部に要請する予定となっており、内容につきましては前年度同様、冬期通行の安全確保対策と道路交通安全対策となっております。

次に、国営かんがい排水事業については、農地への湛水被害解消を図るため、「士幌川右岸地域」として、サックシュオルベツ川及び共成川の排水路改修を関係機関に要請し、本年度より地域整備方向検討調査として事業化の可否についての調査を実施しております。

次に、建設事業の執行状況ですが、これまでに執行した工事について申し上げます。

土木関係では、士幌西1線交付金道路改良工事を含む44件を発注したところであります。

土地改良関係では、道営事業の畑総事業5地区の圃場整備と士幌北部第2地区の調査計画を実施しております。

また、町が実施します団体営事業では、新栄地区農道整備工事を含む32件を発注したところであります。

建築関係では、公営住宅中士幌新南団地新築工事を含む22件、上下水道事業関係では、平原地区耐震管敷設工事を含む7件を発注したところであります。

現在、工事中の各建設事業につきましては、契約工期のとおり竣工となる見通しであります。

次に、新型コロナワクチン接種については、9月20日より新しいオミクロンXBB1.5型ワクチンを使用し、65歳以上の対象者への接種を実施し、64歳以下の接種を希望する方につきましても、11月12日より接種を実施しております。

次に、行事関係であります。敬老会を9月20日にしほろ温泉プラザ緑風において、19、21、22日には特別養護老人ホームにおいて開催いたしました。本年度のプラザ緑風で開催した敬老会は、在宅で77歳・88歳の節目を迎えられた100人の皆様に招いて実施したところであります。

9月30日を基準日として75歳以上の方は、1,062人で、敬老祝い金及び敬老会への招待の対象とならない941の方々には、長寿へのメッセージとところばかりの商品券を贈呈したところであります。

今年で46回目を迎えた高齢者・障がい者合同大運動会は、10月17日に総合研修センターで4年ぶりに内容を見直ししたうえでの開催となり、134人が参加、「ボール運び」や「玉入れ」など11種目で熱戦が繰り広げられ、皆さんの元気あふれるプレーで大いに盛り上がったところであります。

「しほろ収穫祭」につきましては、10月22日に4年ぶりの開催となり、秋晴れの空の下、町内はもとより道内各地から大勢の来場者で賑

わいました。恒例のしほろ牛カットステーキなどの味覚市をはじめ、じゃがいも・玉ねぎ詰め放題や廉価即売会など、いずれのコーナーも長蛇の列ができたほか、食べて重さピットンコゲームやビンゴゲーム大会などで会場は大いに盛り上がり、コロナ禍前の賑わいが復活したところであります。

次に、国民健康保険病院の経営状況についてご報告申し上げます。

10月末までの状況は、患者数では1日平均、入院で予算35人に対し25.8人、外来で予算78.2人に対し81.0人の実績となっており、病床利用率は、入院患者5,526人で51.6%となったところであります。

次に、収益で、入院で予算額1億3,414万円に対し9,957万円、外来で予算額1億701万円に対し、9,030万円の実績となっており、予算達成率では、入院74.2%、外来84.4%、前年度比では、入院で729万円の増、外来で1,003万円の増となっております。

病院事業費用の状況は、薬品費等の材料費や電気・燃料費の増などにより、前年比では1,740万円の増となっております。

病院運営につきましては、町内外の感染症の感染状況を鑑み、入院患者への面会を一部条件付きで再開しておりますが、10月中旬以降、発熱外来受診者が増加しており、引き続き院内感染対策に留意して参ります。

最後に、今期議会に上程しております案件は、専決処分承認1件、辺地総合整備計画の変更1件、債権の放棄2件、指定管理者の指定2件、条例の一部改正8件、令和5年度各会計補正予算7件のあわせて21件であります。

提出議案について、それぞれ詳細をご説明いたしますので、充分ご審議をいただき、可決賜りますようお願い申し上げます、行政報告にかえさせていただきます。

4 中 村 日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

土 屋 令和5年第4回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

教育長 はじめに、学校における新型コロナ等の感染状況について報告いたします。

第2回の定例会での報告以降、11月末までに町内の小・中・高校において、児童・生徒・教職員で新型コロナ感染が71名、インフルエンザ感染が128名確認され、11月上旬には中土幌小学校で新型コロナによる学校閉鎖、11月中旬には、土幌、上居辺小学校でインフルエンザによる学年閉鎖となりました。

教育委員会としましては、改めて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染を拡大させない取り組みを実践するよう、学校と連携を図って参ります。

次に、学校教育について報告申し上げます。

本年度の士幌町教育研究大会は、10月5日に中士幌小学校を会場とし、十勝管内へき地・複式教育研究大会を兼ねて開催されました。

本研究大会は、公開授業研究や町内各校の実践交流を通して、士幌町の学校教育の改善と充実を図ることを目的に、「自ら学び 共に高め合う 児童の育成～複式指導における学び方の工夫を通して～」を研究主題として士幌町学校教育振興会が主催して開催しており、町内外の教職員をはじめ、多くの関係者の参加を得て、教育活動の公開と参観した授業を通しての研究協議・研究交流が熱心に行われました。

特に今年度は、多くの来校者が予想される中で、廊下に大型モニターを設置するなどの工夫が施され、来校者からは児童のみならず学校でのICT機器の活用に対して、好評を得たところです。今後とも、教育研究を通して教員が指導力・実践力を高め、児童・生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな教育活動を展開するために、さらに研修を深めていくよう指導して参りたいと存じます。

次に、来年度の新入学児童数は、12月1日現在35名で、本年度と同数となる予定であります。

過日、町民保健センターで就学時健康診断を実施した他、教育支援委員会を開催して児童の特性に応じた就学の在り方を協議し、その結果に基づき、適切な就学先の指定手続を進めているところです。

なお、再来年度以降の新入学児童数は、令和7年度39名、令和8年度31名、令和9年度40名、令和10年度36名、令和11年度39名の見込みとなっており、小学校の児童数は横ばいの傾向にあります。今後各小学校の将来の児童数を毎年度推計しながら、必要に応じてPTAや地区住民の皆様へ情報提供していきたいと考えております。

次に、小学校及び中学校の文化的活動についてであります。9月30日に開催されました士幌町中央中学校第56回文化祭は、昨年に続き、総合研修センターでの開催となりました。入場者の制限は設けず、吹奏楽部による演奏、ロビーでの美術部の作品展示、クラス対抗の合唱コンクールを多くの人に届けることができました。

各小学校の学習発表会については、士幌小学校は10月27日、中士幌小学校は10月28日にそれぞれ開催されました。上居辺小学校は、インフルエンザの影響により、中・高学年が学年閉鎖となったことから、低学年のみ11月11日に開催し、中・高学年は11月17日に発表を延期し開催しております。各小学校の児童は、4月からの学習の成果を堂々と発表し、会場に駆け付けた保護者から温かな拍手を頂いております。

また、9月25日には小学生を、11月6日には中学生を対象とした芸術鑑賞会を開催し、児童生徒からは普段触れることが少ない演目に大きな歓声があがりました。

次に、幼小中高連携についてであります。小中連携の取り組みの一つとして、11月16日に全小学校の6年生が中学校での授業体験を行いました。英語及び理科の授業を体験し、なれない環境に最初は緊張も見られましたが、小学校に戻る頃には緊張もほぐれ、笑顔の児童も多くみられました。

次に、十勝管内教育委員会連絡協議会及び十勝中学校文化連盟が主催する十勝子ども大会が11月9日から12日の期間で開催され、美術、書道、技術・家庭、社会科、理科などの作品展示が行われましたが、各分野の審査の結果、町内各小中学校から出展した作品223点の内、小学校17点、中学校15点が入賞するという好成績を収めました。

なお、入賞作品については、子どもたちの学習成果を広く紹介して、その頑張りを支援していくため、11月15日から27日まで総合研修センターでロビー展を開催しました。

次に、小学校第5学年と中学校第2学年を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、町内全ての小中学校が参加しております。

教育委員会には町内全体の結果、各学校には自校の結果がそれぞれ提供されることになっております。

調査結果の提供を受けた後は、町内児童生徒の結果について分析を進め、分析の結果に考察を加え、本町児童生徒の体力・運動能力の現状と課題を町広報紙によりお知らせすることにしております。

各学校では、子どもたちの運動の日常化の取り組みの実践を行っていますが、対象学年以外の学年でも、この調査の実技と同様な新体力テストを実施する取り組みを行っているところでございます。

次に、学校給食について報告申し上げます。

学校給食センターでは、例年10月・11月をふるさと給食月間として地場産食材を使用した学校給食を提供したところでございます。じゃがいも・人参・長ねぎ・スイートコーンや変わったところでロマネスコなどの農産物をはじめ、士幌産小麦粉を原料に製麺加工したうどん、加工食材としては士幌高等学校のフランクフルトソーセージ・ベーコンやヨーグルト、また株式会社北海道フーズから創立50周年事業として9月より1年間毎月1回冷凍コロッケの無償提供を受けて、大変美味しく頂いているところであり、深く感謝申し上げます。

また、町肉牛振興会から本年度もしほろ牛肉の無償提供を受け、美味しい給食を味わうことができました。同振興会に対しても深く感謝を申し上げます。地元の食材を学校給食のメニューに取り入れ、士幌ならではの地産地消と食育を学び子どもたちに味わっていただきました。

学校における食育の推進として、目で見える食育と題して、士幌高等学校を取材して「フランクフルトソーセージができるまで」や、野菜のロマネスコを分かりやすく図で表現した掲示物などを作成し、各学

校に掲示致しました。

地元の生産物・加工品を知る機会の場合として、今後もふるさと給食を進めていきたいと存じます。

次に、士幌高等学校について報告申し上げます。

来年度の生徒募集について、9月15日に一日体験入学のオープンスクールを実施いたしました。管内1市7町、管外1市の20校より、中学生49名と保護者22名が参加し、食品製造や農場実習及び教科の授業や部活動の様子を見学いただいたほか、10月23日から11月10日まで実施した後期公開授業においても、来校した中学生と保護者に授業や施設を見学いただきました。

また、10月17日から31日まで十勝管内の中学校28校を教頭と教諭で訪問するなど、生徒募集活動を行ったところです。

今後も新入生確保に向けて、ホームページやフェイスブック等を通じて本校の魅力を発信し、PR活動を続けてまいります。

次に、海外文化交流事業米国派遣ですが、9月20日から29日までの10日間、生徒10名、引率教諭2名で米国コロラド州を訪問し、スモーキーヒル高校の生徒と交流を行いました。滞在中はホームステイをするなど、米国の風土や生活・文化に触れ、今後の人生において大きな糧となる貴重な体験をすることができました。

次に、本校の魅力ある教育活動についてであります。農業先進技術活用実践学習では、9月12日に日本土壌肥料学会愛媛大会「高校生ポスター発表会」に参加し、日頃の学習の成果を発表しました。食品を作る際の衛生管理手法である北海道HACCP(はさつぷ)認証の取り組みでは、HACCPに準じた工程管理を行うとともに、更新に向けて基礎基本の学習を継続して行っております。

また、アニマルウェルフェアの認証審査が9月14日に、GLOBAL G. A. P. (ぐろーばるぎやつぷ)の認証審査が10月18日に実施され、ニンニク、ニンジン、ジャガイモの認証継続に加え、新たにダイズの認証を取得したところであります。

更に、10月17日よりキルギス国の国立農業大学附属農業技術カレッジの教員6名と生徒4名が6日間にわたり本校を訪問し、ホームルームや授業・部活動の見学、またお互いの文化を紹介し合い交流を深めました。食品加工施設では共通する特産品「シーベリー」を使った菓子を製造し、しほろ収穫祭で試食アンケートを実施するなど、商品開発の実践的な手法を学びました。今後もキルギス国とオンラインで繋がり、ラベルデザイン実習等を行う予定です。

10月7日に帯広市内で開催された農業高校食彩(しよくさい)フェアをはじめ、管内の販売会やイベントに多くの生徒が参加いたしました。

また、11月4日から東京で行われた北海道農業高校食彩(しよくさ

い)フェアに生徒2名が参加し、加工品や野菜などの生産物を首都圏の消費者に紹介し販売する機会を得ました。

次に、10月25日から熊本県で開催された日本学校農業クラブ全国大会に木村萌さんが出場し「私が目指す道～「志(こころざし)」から芽生えた想いを人と地域を繋ぐ架け橋に～」と題して意見発表を行い、31年ぶりに優秀賞を受賞しました。また、農業鑑定競技には2名の生徒が出場し、1名が優秀賞を受賞しました。

士幌高等学校で生徒の夢や目標を応援する「志」プロジェクトが始まって10年目になりますが、今後も農業クラブ活動や、プロジェクト活動、各種大会や販売会などを通して、「士」幌の生徒の想いが詰まった「心」を全国に発信してまいります。

教育委員会といたしましては、これまでと同様に町内全学校の児童生徒の頑張りを支援していく考えでございますので、引き続き、町民の皆様、町議会議員皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

次に、社会教育について報告申し上げます。

11月1日から3日間、総合研修センターで第66回士幌町文化祭を開催し、児童生徒や文化サークル等の作品883点が出展され、子ども体験ブース、茶席、芸術発表も開催し、来場者に感動と感銘を与えていただきました。

各団体や個人は日常の文化活動を通して本町の文化の振興に大きく寄与しており、今後とも自主的な活動が積極的に進められるよう環境の整備を図っていきたく存じます。

次に、町民文芸誌ぬぷか第43号がこのほど刊行され多くの方々にご愛読いただいています。

今回は、特集テーマを「旅」として募集し、短歌、俳句、回想、記録文など、町内外から多くの作品が寄せられました。

また、町内の児童生徒の作品等も掲載し、読みごたえのある素晴らしい内容となっております。

次に、スポーツ関係では、10月7日に町民スポーツの集いが開催されました。駅伝大会では10チーム40名が健脚を競い、この日併せて町陸上競技協会主催のタイムトライアルが43名の参加の中開催されました。また、パークゴルフ場ではパークゴルフ協会主催による大会が開催され、残り少ない期間の屋外スポーツに親しんでいただいたところです。

次に、間もなく冬季スポーツシーズンを迎えようとしていますが、町営スケートリンクの造成・管理につきましては例年同様に町スケート協会へお願いすることとし、今年度も各種大会を開催する予定となっております。

次に、士幌町女性団体連絡協議会は、12月3日に総合研修センター

を会場にしほろ女性まつりを開催しました。

本年度は、家庭の省エネエキスパートの佐藤千佳子氏を講師に、「家庭における省エネ・節電の進め方」と題し講演を行い、続いて、帯広警察署中士幌駐在所の海田卓弥巡查部長が「詐欺対策について」と題して講話を行いユーモアを交えながら特殊詐欺の危険性について啓発をしていただきました。当日は会場となった総合研修センターで、一坪ショップなどの多彩で有意義な催しも行われ、参加した町民を楽しませる一日となりました。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

中 村 副 議 長 これにて行政報告を終わります。

なお、行政報告に関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願い申し上げます。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時42分 休憩

午前10時45分 再開

中 村 副 議 長 休憩を解き会議を再開いたします。

本定例会に提出された議案について理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

亀 野 副 町 長 それでは、今期定例議会に提案をしております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、専決処分の承認1件、辺地総合整備計画の変更が1件、債権の放棄について2件、指定管理者の指定2件、条例の一部改正が8件、令和5年度一般会計ほか各会計の補正予算案が8件の合計21件の議案を提出させていただきます。

承認第1号は、令和5年度一般会計補正予算の専決処分の承認についてであります。議案第1号は、辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであります。辺地地域は上居辺、佐倉、下居辺辺地で、農業経営近代化施設のうち、下居辺地区明渠関連事業が新たに加わることで、辺地対策事業債の充当額の変更によるものでございます。議案第2号及び第3号は、債権の放棄についてでありまして、水道使用料債権と医療費債権の放棄について議会に議決を求めるものであります。議案第4号から第5号は、指定管理者の指定についてでありまして、議案第4号は土幌町いきいきデイサービスセンター、議案第5号は土幌町農畜産物加工研修施設の指定管理者を指定しようとするものでございます。議案第6号から第13号までは条例の一部改正で、議案第6号から第9号までは令和5年人事院勧告に伴い、職員、会計年度任用職員、特別職及び議会議員の給与等に関する条例の改定でございます。議案第10号は、土幌町空家等対策協議会設置条例の一

部改正で、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。議案第11号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。議案第12号は、土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の改正に準拠して条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第13号は、土幌町国民健康保険税条例の一部改正で、全世代対応型の社会保障を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の改正により本条例の一部を改正しようとするものでございます。議案第14号から第20号は補正予算でありまして、一般会計ほか6特別会計の7会計の補正予算であります。

以上、本日ご提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。

5 中 村
副 議 長
長 岡
総務係長

日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。

職員に朗読させます。

監報告第1号。

土幌町長、高木康弘様。土幌町議会議長、河口和吉様。

土幌町代表監査委員、佐藤宣光。

例月出納検査報告。

例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

例月出納検査報告書。

令和5年度8月分、令和5年9月20日、佐藤、牧野監査委員。令和5年度9月分、令和5年10月20日、佐藤、牧野監査委員。令和5年度10月分、令和5年11月20日、佐藤、牧野監査委員。

下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査したところ、いずれも適正であった。

記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。

以上です。

中 村
副 議 長
佐藤代表
監査委員
中 村

代表監査委員の補足説明があれば求めます。

ございません。

これで例月出納検査報告を終わります。

6	副議長 西野 総務課長	<p>日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。</p> <p>総務課長、西野よりご説明申し上げます。</p> <p>令和5年度土幌町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年10月6日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>承認第1号、議案を1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,700万1,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、9月下旬に発生しました土幌小学校の暖房設備の機器故障に伴い、当該設備の復旧に必要となる費用について専決処分を行ったもので、10款2項1目学校管理費において10節需用費の修繕料に109万7,000円を追加したものでございます。</p> <p>次に、歳入についてご説明いたしますので、4ページを御覧願います。4ページの歳入では、19款1項1目繰越金の前年度繰越金に109万7,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
	中村 副議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>
		（ な し ）
	中村 副議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p>
		（ な し ）
	中村 副議長	<p>討論なしと認め、これから承認第1号を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
		（ 異 議 な し ）
	中村 副議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p>
7	亀野 副町長	<p>日程第7、議案第1号「辺地総合整備計画の変更について」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第1号 辺地総合整備計画の変更について説明をいたします。</p> <p>この議案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により、上居辺地、下居辺地の総合整備計画の変更について、同法第3条第1項の規定</p>

により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の3ページを御覧願います。1の辺地の概況ですが、字士幌の一部及び字下居辺、字ワッカクンネップ、字イショッポで構成されており、その中心が字士幌東7線173番地2、辺地の点数は198点であります。

2の公共的施設の整備に必要とする事情は、下居辺地区明渠関連事業について(3)に排水路整備に関する記述を追加し、(1)から(5)までは記載のとおりであります。

次に、次のページ、4ページを御覧願います。3の公共的施設の整備計画ですが、令和4年度から令和8年度までの5か年間であります。

次に、表の事業費から一般財源のうち辺地対策事業債の予定額について、上段の括弧内の数字が変更後の額でございます。変更する部分のみ説明をいたします。施設名であります。農業経営近代化施設において新たに下居辺地区明渠関連事業の追加に伴い、事業費では上段、括弧書きの1億8,400万円、財源内訳の一般財源は7,520万円、そのうち辺地債の予定額は同額の7,520万円にそれぞれ追加、変更するものでございます。事業費の合計につきましては17億8,326万3,000円、財源内訳の特定財源は補助金等で2億8,686万8,000円、一般財源は14億9,639万5,000円で、この額は町全体の負担となりまして、そのうち辺地債の予定額は14億4,190万円と変更するものでございます。

以上、議案第1号の説明といたします。

中 村
副 議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
副 議 長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

中 村
副 議 長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村
副 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

8 日程第8、議案第2号「債権の放棄について」を議題といたします。
朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀 野
副 町 長 議案第2号 債権の放棄について説明をいたします。

これは、水道使用料債権を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町の債権には、公債権である町税、国保税、後期高齢保険料、介護保険料、下水道使用料などと私債権である医療費、水道使用料、公営

住宅使用料などに分類されてございます。私債権のうち、議案第2号の水道使用料の時効は2年、次に説明する議案第3号の医療費は時効3年となっておりますが、債務者からの時効の完成の意思表示がなければ債権はそのまま消滅しないものでありまして、回収が著しく困難であるものについてのみ今回債権の放棄を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案の5ページを御覧願います。放棄する債権額は100万4,046円、債務者の実人数は15人、債権者数は419件であります。

4の債権の概要に調定年度ごとの放棄の理由別の債権数と金額を掲載してございまして、平成13年度から令和2年度にかけての債権でございます。

次のページ、6ページに移りまして、5の放棄の理由でございますが、本人死亡と所在不明、無資力でありまして、それぞれ債権の消滅時効の期限が経過し、その回収が著しく困難であると判断したものでございます。

以上、議案第2号の説明といたします。

中 村 副 議 長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村 副 議 長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

中 村 副 議 長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村 副 議 長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

9

日程第9、議案第3号「債権の放棄について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

亀 野 副 町 長 議案第3号 債権の放棄について説明をいたします。

これは、医療費債権を放棄することにつきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

債権の放棄に関する説明については、議案第2号と同様でございます。

放棄する債権額は1万1,928円、債務者の実人数は1名、債権者数は1件でございます。

4の債権の概要については、調定年度が令和4年度、放棄の理由は本人死亡のためでございます。

5の放棄の理由であります。債権者本人が死亡し、相続人及び財産の存否も明らかでないため、消滅時効の時期が経過し、その回収が

中 村
副 議 長

著しく困難であると判断したものでございます。
以上、議案第3号の説明といたします。
これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

中 村
副 議 長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

中 村
副 議 長

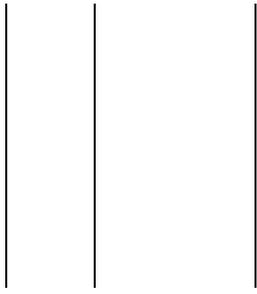
討論なしと認め、これから議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

中 村
副 議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
次回は、12日午前10時から再開いたします。
本日はこれで散会いたします。

(午前11時03分)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員